

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第 68 号	平成 26 年 3 月 20 日	伊予市役所	産業建設部 道路河川課
題 目 (テーマ) : 市道西町谷上線 (R56 号交差点～稲荷下三谷線交差点) の路面内にある電柱の移転について (お願い)			
提 案 内 容 (要 旨)			
<p>この路線では、2 年ほど前、車が電柱に衝突し、田の中に飛び込んだ事故がありました。大きな人身事故にはならなかったようですが、電柱があるため大変危険です。一級市道かと思いますが、なんとか電柱を道路外へ出すような対策をとっていただきたくお願いします。</p>			
回 答 内 容			
<p>今回ご提案・ご質問のありました市道西町谷上線 (国道 5 6 号交差点～市道稲荷下三谷線交差点) の電柱の移転についてお答えいたします。</p> <p>現在、当区間には全部で 4 0 本の N T T 若しくは、四国電力所有の電柱が立っており、その内 2 5 本は道路敷地外の民地に、残りの 1 5 本 (路面上 1 0 本) は市道敷地内に立っております。</p> <p>電柱の移設につきましては、耐用年数に応じ電柱の設置者より事前に協議があり、その時点で、道路敷地外の民地への移設を指導しております。</p> <p>しかしながら、民地所有者の承諾が得られない場合は、やむを得ないので、可能な限り通行に支障の少ない路肩部分等への占用許可としているものです。</p> <p>今後も、地域の皆様の協力の下、道路敷地外への移設を指導していきますのでご理解をお願いします。</p>			